

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第91回）議事概要

1 日 時

平成30年12月7日（金）13時58分～14時59分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、佐藤 治正、藤井 威生、山下 東子、吉田 裕美子（以上7名）

（2）総務省

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総合通信基盤局総務課長、山碓事業政策課長、大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐、安東電気通信技術システム課番号企画室長、梅村消費者行政第一課長、牧野消費者行政第一課課長補佐

（3）事務局

佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3106号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

電気通信におけるユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法について認可を行うもの。

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の範囲の見直し）について【諮問第3109号】

審議の結果、本件について本部会において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法の規定による指定電気通信役務の対象外となるものの範囲を変更するため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正する省令案に関して、諮問を受けたもの。

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について
【諮問第 3 1 1 0 号】

審議の結果、本件について総務省より、改正案の内容を、当該省令改正に伴って改正する関連指針とともに意見募集を実施し、その結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、情報通信審議会答申（平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方）を踏まえ、長期増分費用方式に基づく接続料の算定方法の見直し事項を反映するため、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）等の一部を改正する省令案に関して、諮問を受けたもの

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6 か月前ルール）の変更等に係る改定）について
【諮問第 3 1 1 1 号】

審議の結果、本件について本部会において意見募集及び再意見募集を実施し、提出された意見及び再意見募集の結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 2 項に基づく接続約款の変更に係る認可について諮問を受けたもの

エ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）について【諮問第3112号】

審議の結果、本件及び関連する省令案等について本部会において意見募集を実施し、提出された意見を踏まえ審議を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴い、電気通信事業法施行規則の改正により、電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務について制度を整備するため、諮問を受けたもの

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 佐藤・星

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp